

<一般委託>

上町ポンプ場汚水分配槽ほか清掃委託 仕様書

上町ポンプ場汚水分配槽ほか清掃委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本委託は、上町浄化センターのポンプ場化に伴い、施設内の汚水分配槽等の清掃を行い、堆積している汚泥の収集運搬及び処分を委託するものである。
2	履行期間	契約の日から令和3年12月28日まで
3	施行場所	横須賀市公郷町1丁目25番地
4	業務内容	別紙特記仕様書のとおり
5	特記事項	別紙特記仕様書のとおり
6	関係法規	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他関係法令
7	資格要件	本業務の履行については、下記の資格を有すること。 (1)酸素欠乏・硫化水素危険作業等の資格を有すること。 (2)密閉運搬用汚泥吸排車を所有し、運転者を有していること。 (3)産業廃棄物収集運搬業の許可(汚泥) (神奈川県または横須賀市の許可及び処分地の許可) (4)産業廃棄物処分業許可(汚泥) (処分地の許可) (5)その他必要な資格を有すること。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	本件は、業務完了報告書等の提出をもって受託者の請求により精算する。 ただし、消費税として精算額に、その税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市上下水道局 技術部 水再生課 名島 翔 電話 046-823-7617

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。          (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	--

上町ポンプ場汚水分配槽ほか清掃委託

特記仕様書

令和3年度

横須賀市上下水道局

- 委託名 上町ポンプ場汚水分配槽ほか清掃委託
- 1 場所 横須賀市公郷町1丁目25番地 上町ポンプ場（上町浄化センター）  
（注）令和3年8月より、上町浄化センターから上町ポンプ場へ  
変更予定。以下、上町ポンプ場とする。
- 2 期間 契約の日から令和3年12月28日まで
- 3 予定数量 汚泥 298 t

### 第1条（目的）

本特記仕様書は、排出事業者：横須賀市上下水道局（以下「甲」という）と、清掃、収集・運搬及び処分業者（以下「乙」という）で、甲の事業場：横須賀市上下水道局 上町ポンプ場から排出される産業廃棄物の収集運搬及び処分を委託するにあたり、乙の業務内容について定めるものである。

### 第2条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、及びその他関係法令を遵守するものとする。

### 第3条（委託内容）

#### 1（清掃作業）

（1）清掃場所 上町ポンプ場（詳細については別表－1に示す。）

#### （2）業務内容

ア 停車した作業車両付近の安全性を確保する。

イ 池内の停水状態及び各ゲートの状況を確認する。また、作業の流れ及び作業開始を監督員に連絡する。

ウ 施行箇所は、酸欠等のおそれがあるため、有毒ガス（主に硫化水素）、酸素欠乏空気等の有無を事前に確認し、作業中も常時測定を行い、作業員の安全を確保する。

エ 池内の汚泥を汚泥吸排車にて吸引し、外部へ搬出する。

オ 池内作業終了を監督員に連絡後、各ゲートの状況を確認し、異常のないことを確認する。

#### （3）作業時間等

雨天時・非常時等、作業を延期する場合がありますので監督員と調整を行い決定する。また、作業時間は平日の9時00分～17時までを原則とする。

#### （4）その他

予め酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を選任し、作業前及び作業中は作業環境の測定を行う。なお、状況により送風機を使用するなど、酸欠防止等策を講じ、作業を実施する。

#### 2（乙の事業範囲）

乙は産業廃棄物の収集運搬及び処分に関する事業範囲を証するものとして、本

仕様内容に有効な許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項等に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

### 3（委託する産業廃棄物の種類、数量及び金額）

甲が、乙に対し収集・運搬及び処分を委託する汚泥の種類、予定数量及び委託金額は、次のとおりとする。

（1）収集・運搬・処分に関する種類、数量及び委託金額

種 類： 汚泥  
予定数量： 298t  
金 額： 契約書のとおり

### 4（輸入廃棄物の有・無）

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

（注：下記の①②いずれかを選択すること）

① 輸入廃棄物 無

② 輸入廃棄物： 有

### 5（積替保管）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行わない。

## 第4条（混載禁止）

乙は、本業務の実施にあたっては他の業務と区分を明確にし、本業務以外の運搬物を混載してはならない。

## 第5条（廃棄物の運搬車両）

乙は、廃棄物の運搬に使用する車両について次の条件を満たす車両を用意し本業務に使用すること。また、契約時に乙は甲へ使用車両一覧表及び使用車両の自動車検査証の写しを各1部提出すること。

- 1 当該車両の自動車検査証に記載される「所有者の氏名又は名称」または「使用者の氏名又は名称」は乙であること。
- 2 当該車両の自動車検査証に記載される車体の形状が清掃車であること。
- 3 荷台を傾斜させ、廃棄物の自重で搬出先の指定場所へ荷降ろし出来る構造であること。
- 4 車両総重量は乙の処分場の指示に従うこと。
- 5 処分場の計量器で計量が可能であること。

## 第6条（作業の打合せ）

乙は、本業務の実施にあたっては施設の業務に支障をきたすことがないように監督員と十分協議のうえ厳正に遂行すること。

## 第7条（調査等）

甲は、乙の委託業務の実施状況について、調査の実施及び報告を求めることができる。また、委託業務の処理に関し、必要な指示を与えることができるものとする。

#### 第8条（積込方法）

搬出場所の産業廃棄物は、乙が乙の車両に積み込む。また、乙は、積み込み時や荷降ろし時及び運搬時に廃棄物が周囲に飛散しないよう注意して作業を行うこと。

#### 第9条（積込量）

甲が行う廃棄物の積込量について、運搬車両の最大積載量及び車両総重量を超えている場合を除いては、乙は甲に対し積込量について、異議を申し立てることができない。

#### 第10条（計量単位）

t（トン）単位とし1 tに満たない端数については四捨五入とする。

#### 第11条（搬出日時）

処分業者の休業日を除く、甲が指定した日の午前9時から午後4時までの間で甲が指定した時刻とするが、廃棄物の発生状況により変更が生じた場合については別途協議するものとする。

#### 第12条（搬入日時）

年末年始、日曜日、祝日、その他処分業者の指定する日を除く、午前9時から午後4時00分までを基本とするが、乙の処分場の指示に従うこと。

#### 第13条（天候等）

荒天、風雪等の災害その他緊急の理由により、甲より運搬にかかる特別な指示があった場合は、乙はこれに従うこと。

#### 第14条（運搬経路）

乙は、通過地の生活環境に影響を及ぼすことがないよう高速自動車国道、自動車専用道路などを極力使用するよう経路を選択するものとする。また一部区間については、乙の処分場にて指定する経路に従うこと。

#### 第15条（運搬上の注意）

乙は、運搬にあたっては、廃棄物の飛散、流出をしないよう必要な措置を講じるとともに、運搬に伴う悪臭、騒音振動によって、通過地の生活環境保全上支障が生じないように努めなければならない。

#### 第16条（搬入方法）

乙の処分場にて指示する計量、荷降ろしを行うこと。

#### 第17条（計量方法）

乙の処分場にて計量を行うこと。

#### 第18条（異物運搬）

乙が運搬した廃棄物に異物等が混入していた場合で、処分先で当該異物等の受入

を拒否された場合は、乙は当該異物等について排出事業場まで運搬しなければならない。その運搬にかかる経費については乙の負担とする。

#### 第19条（車両管理）

乙は、車両の故障などにより運搬業務に支障を及ぼさないよう、法定点検、日常点検及び必要な点検を実施し、車両を安定的に稼働させなくてはならない。また必要に応じて洗車を行い車両の美観を保つこと。

また、不測の事故に十分対応出来る自動車保険（任意）に加入しておくこと。

#### 第20条（車両故障等）

乙は、運搬車両の故障、事故、その他不測の事態が生じた場合は、速やかに甲に報告するとともに、速やかに解決しなければならない。また、甲の廃棄物の搬出予定に支障が生じることがないように代替車両を用意すること。代替車両にかかる経費の一切は乙が負担すること。

#### 第21条（緊急時連絡体制）

乙は、契約時に事故、故障、災害発生時の連絡系統図を記載した緊急時連絡体制表を甲に1部提出すること。

#### 第22条（労務管理）

乙は、本業務の重要性を十分理解したうえで、業務従事者の労務管理について特に留意し、安全かつ円滑に業務を履行すること。

#### 第23条（安全管理）

乙は、従業員に対し、技術力向上を図り、業務訓練及び安全衛生教育を行い、事故発生の防止に努め、従業員の過失に起因する事故などに対し一切の責任を負わなければならない。

#### 第24条（費用の負担）

乙は、本業務の実施にあたって必要な従事者、運搬用車両及び必要な資機材にかかる一切の経費を負担しなければならない。

#### 第25条（適正処理に必要な情報の提供）

1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、乙の請求により提出することができる。その際は以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- (1) 産業廃棄物の発生工程
- (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (4) 混合等により生ずる支障
- (5) 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

(6)石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

(7)その他取扱いの注意事項

2 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」の「容器貼付用ラベル」参照）。

4 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

5 甲は、乙の請求により次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示することができる。

産業廃棄物の種類：汚泥

提示する時期又は回数：必要に応じて

#### 第26条（甲乙の責任範囲）

1 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

3 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類若しくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。

4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類若しくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

#### 第27条（委託業務終了報告）

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2票又は電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニフェストD及びE票又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

## 第28条（電子マニフェスト化の推進について）

乙は、電子マニフェスト導入について積極的に取り組まなければならない。

## 第29条（業務の一時停止）

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
- 2 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

## 第30条（報酬・消費税・支払い）

- 1 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に関する報酬は、第3条第2項にて定める金額に基づき算出し、書面をもって甲に請求するものとする。
- 2 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
- 3 報酬の額が経済情勢の変化及び第25条第2項、第29条等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

## 第31条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。第25条第2項、第29条の場合も同様とする。

## 第32条（機密保持）

甲及び乙は、委託業務に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による承諾を得なければならない。

## 第33条（契約の解除）

- 1 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。
- 2 甲又は乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。
  - (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合
    - ア 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、若しくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
    - イ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければ



ばならない。

ウ 上記イの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わせるものとし、その負担した費用等を、乙に対して償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、若しくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第34条（協議）

この特記仕様書に定めのない事項又はこの特記仕様書の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第35条（グリーン物品購入および環境配慮関係）

グリーン物品購入および環境配慮関係については、下記項目に従うこと。

1 この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本指針および調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。

（以上方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照）

2 本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により、事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。

## 委託業務実施要領

横須賀市上下水道局技術部水再生課

この委託業務実施要領は、「特記仕様書」と共に、産業廃棄物を適正に運搬・処分するために必要な事項を定めるものである。

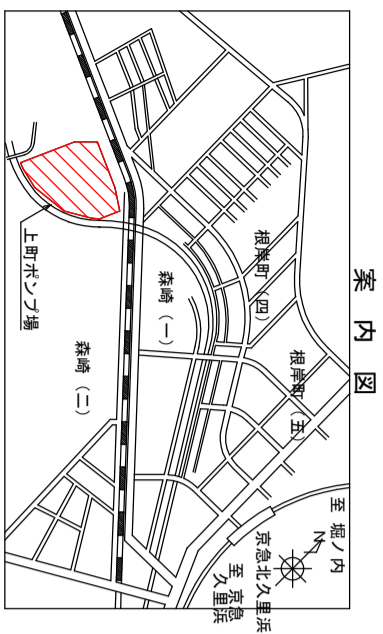
排出事業者（以下：甲）運搬受託者（以下：乙）及び処分受託者（以下：丙）は次の各号に掲げる事項に留意して、業務を実施しなければならない。

- 1 乙は、契約時に産業廃棄物収集運搬業許可申請の際に添付した事業の用に供する機材の写し（運搬車両一覧表、及び車検証の写しなどで、産業廃棄物を運搬するために使用する運搬車両に限る）を甲に1部提出するものとする。運搬車両の変更による、「産業廃棄物収集運搬業変更届」を提出した際も同様とする。
- 2 乙が産業廃棄物を収集運搬するために、甲の施設へ入退場する際は、収集運搬する日に使用する「運搬車両」及びその車両の「最大積載量」をあらかじめ甲の施設に連絡（登録）するものとし、乙は、甲の諸規則を遵守し、甲の指示に従い、作業を行うものとする。
- 3 乙は運搬に際し、「積載超過」のないようにし、「飛散防止措置」を講じなければならない。
- 4 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記入し乙に交付する。  
乙は、このマニフェストを産業廃棄物とともに、丙へ回付しなければならない。
- 5 丙は、この業務を開始する前に、使用する特定計量器（トラックスケール等）について、計量法に基づく定期検査等を実施した時は、その結果を証する書類の写しをすみやかに甲に提出するものとする。
- 6 丙は、産業廃棄物を受入後速やかに処理を行い、「マニフェストC 2票」を乙に、「マニフェストD票」と「計量表」を添えて甲に返送するものとする。
- 7 丙は、中間処理物の最終処分が完了した時点で、「マニフェストE票」を甲に返送する。
- 8 甲、乙及び丙は、絶えず新しい「情報の交換」を行い、円滑なる運営を図ることに努めるものとする。
- 9 電子マニフェストシステムについて、甲、乙及び丙は協議を行い、速やかにその運用を図ることに努めるものとする。
- 10 この要領に定めのない事項については「甲の監督員の指示」によるものとする。

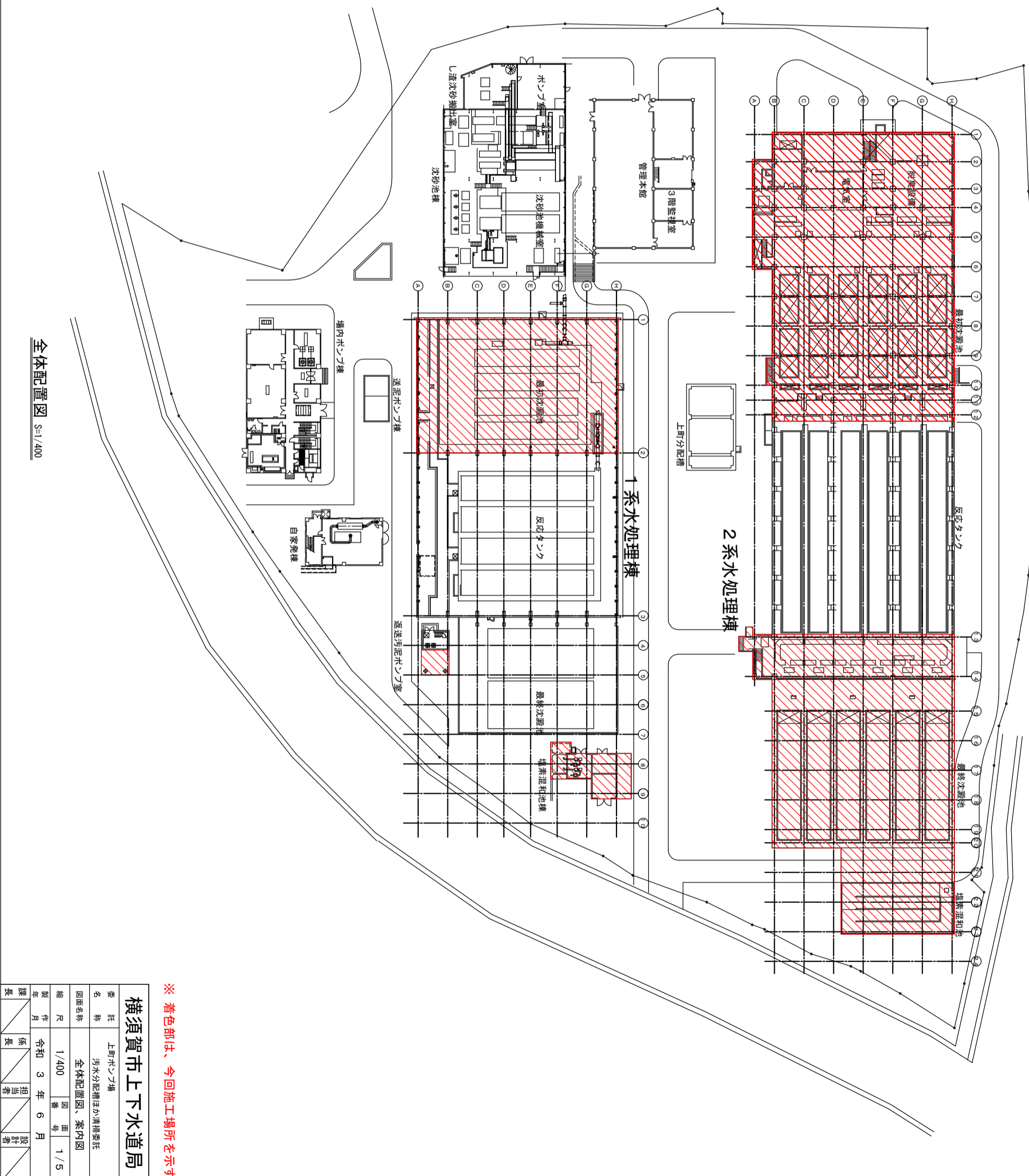
別表-1 上町ポンプ場汚水分配槽ほか清掃委託 清掃表 (参考)

単位 : m

No.	場所	幅 : W	長さ : L	水深 : D	池数(池)	見込み沈砂量(t)
1	汚水分配槽	4.7	7.6	4.1	1	66
2	No.1汚泥貯留槽	8.0	8.5	3.5	1	18
3	No.2汚泥貯留槽	8.0	8.5	3.5	1	18
4	2系初沈導水渠	36.0	1.0	1.8	2	97
5	2系初沈内汚泥ピット	5.6	3.5	6.2	6	1
6	2系初沈スカムピット	4.6	1.2	6.2	1	3
7	2系返送汚泥ピット	2.7	2.0	5.5	1	2
8	2系余剰汚泥ピット	2.7	2.0	5.5	1	2
9	2系処理水槽	4.1	2.0	5.5	1	3
10	2系塩素混和池	2.5	20.0	1.7	3	38
11	1系初沈導水渠	19.8	0.7	1.5	1	16
12	1系初沈内汚泥ピット	4.5	2.5	5.0	4	1
13	1系返送汚泥ピット	4.6	4.6	3.4	1	5
14	1系塩素混和池	1.8	15.5	1.7	4	28
	計					298



案内図

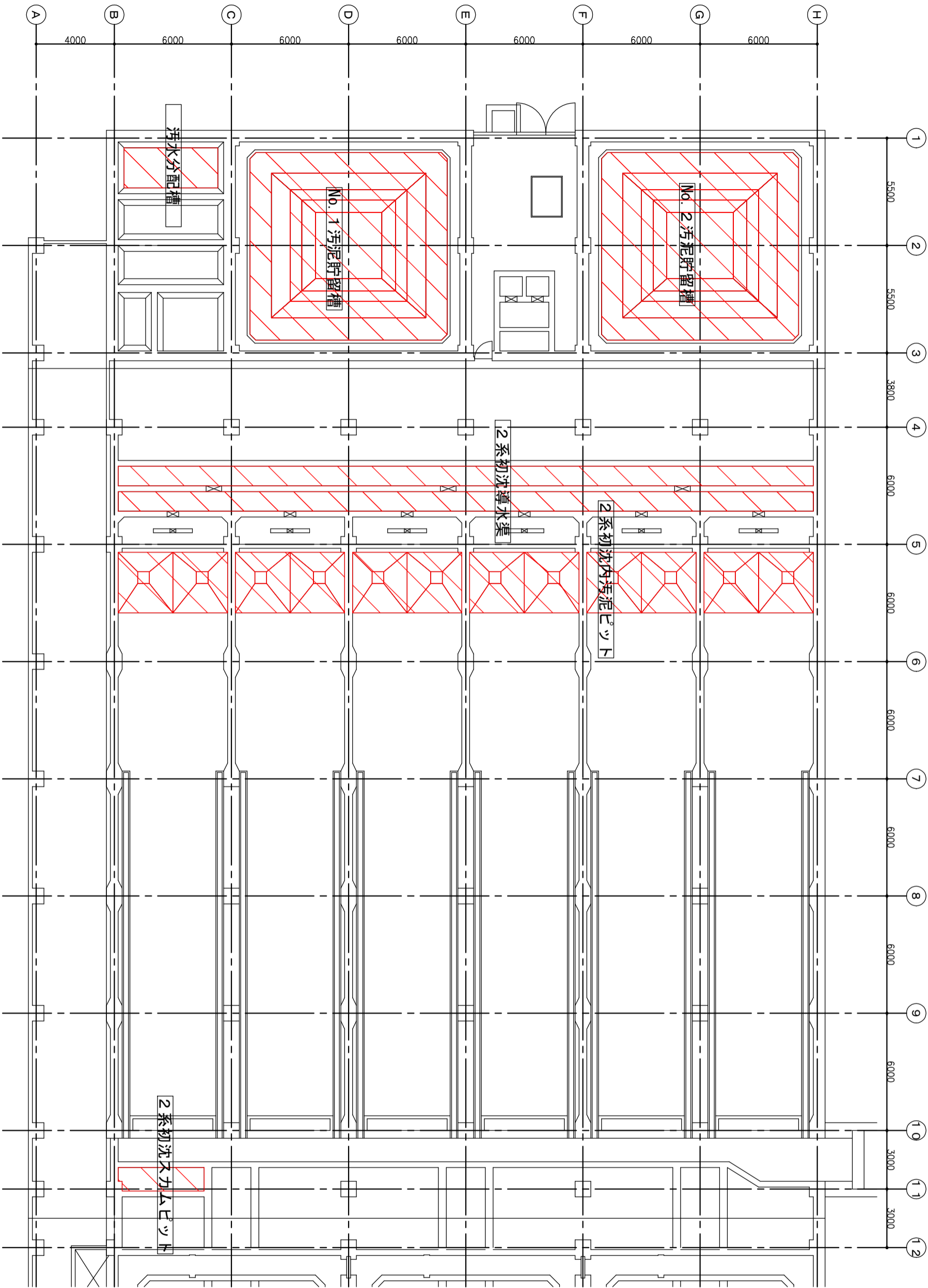


全体配置図 S=1/400

※ 着色部は、今回施工場所を示す

横須賀市上下水道局

委託先	上町ポンプ場
委託名称	汚水分配槽ほか清掃委託
図面名称	全体配置図、案内図
縮尺	1/400
図番	1/5
製作年月	令和3年6月
課長	担当
係長	担当者
	設計者

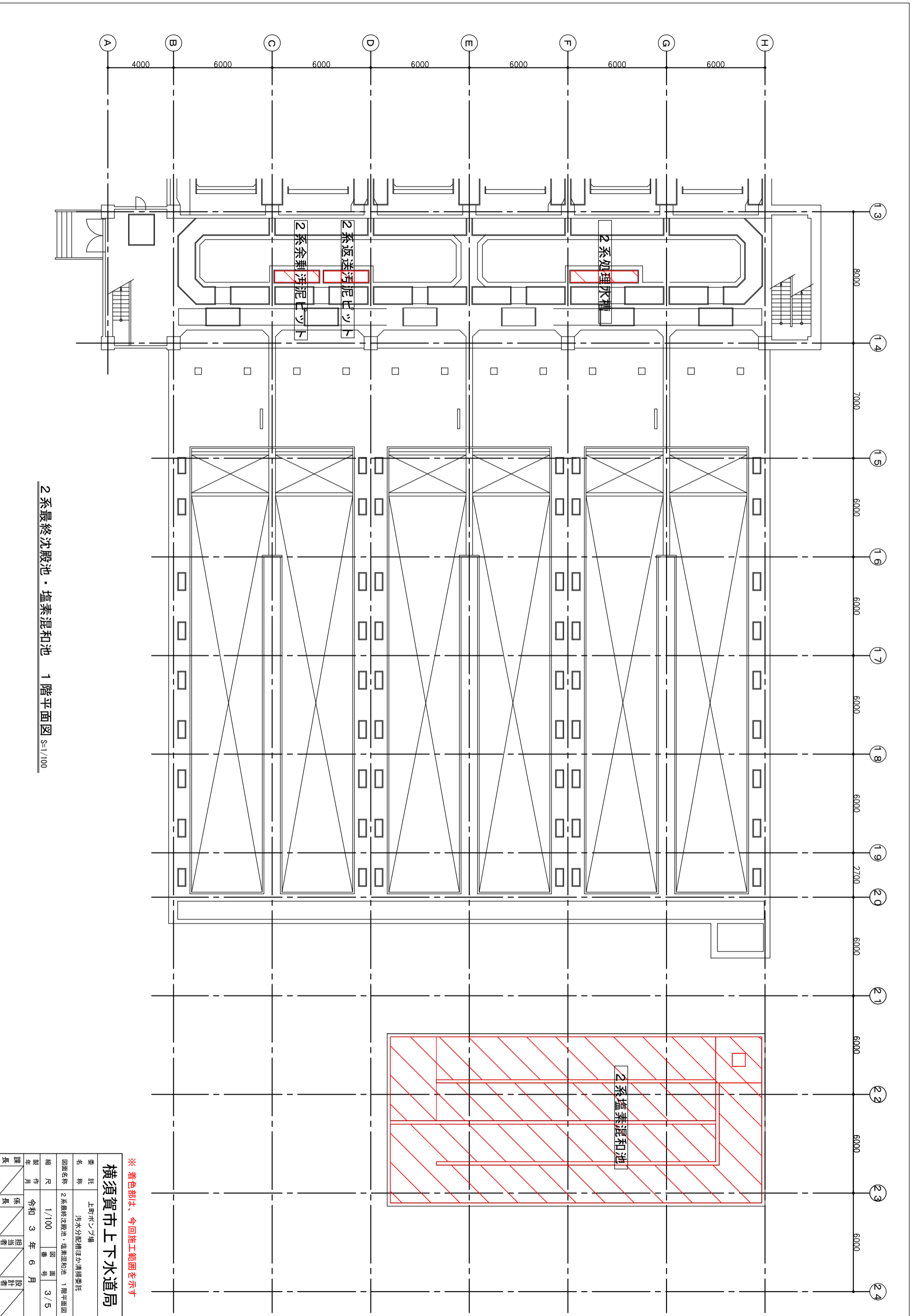


2系最初沈殿池 地下1階上部平面図 S=1/100

横須賀市上下水道局

※ 着色部は、今回施工範囲を示す

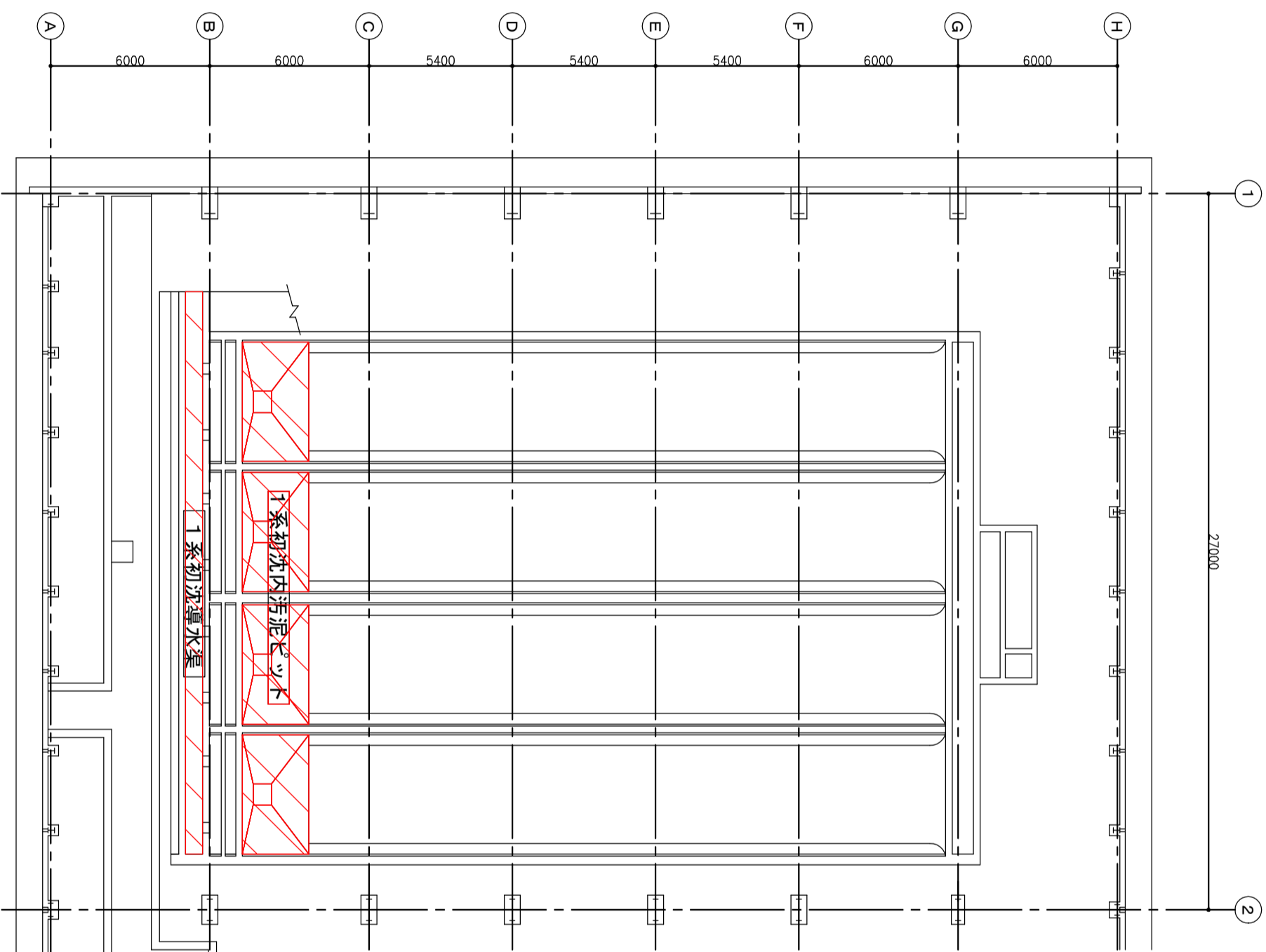
委託名称	上町ポンプ場 汚水分配槽ほか清浄委託	
図面名称	2系最初沈殿池 地下1階上部平面図	
縮尺	1/100	図面番号
製作年月	令和3年6月	図面枚数
課長	保長	監査者
		設計者



2系最終沈殿池・塩素混和池 1階平面図 S=1/100

※ 着色部は、今回施工範囲を示す

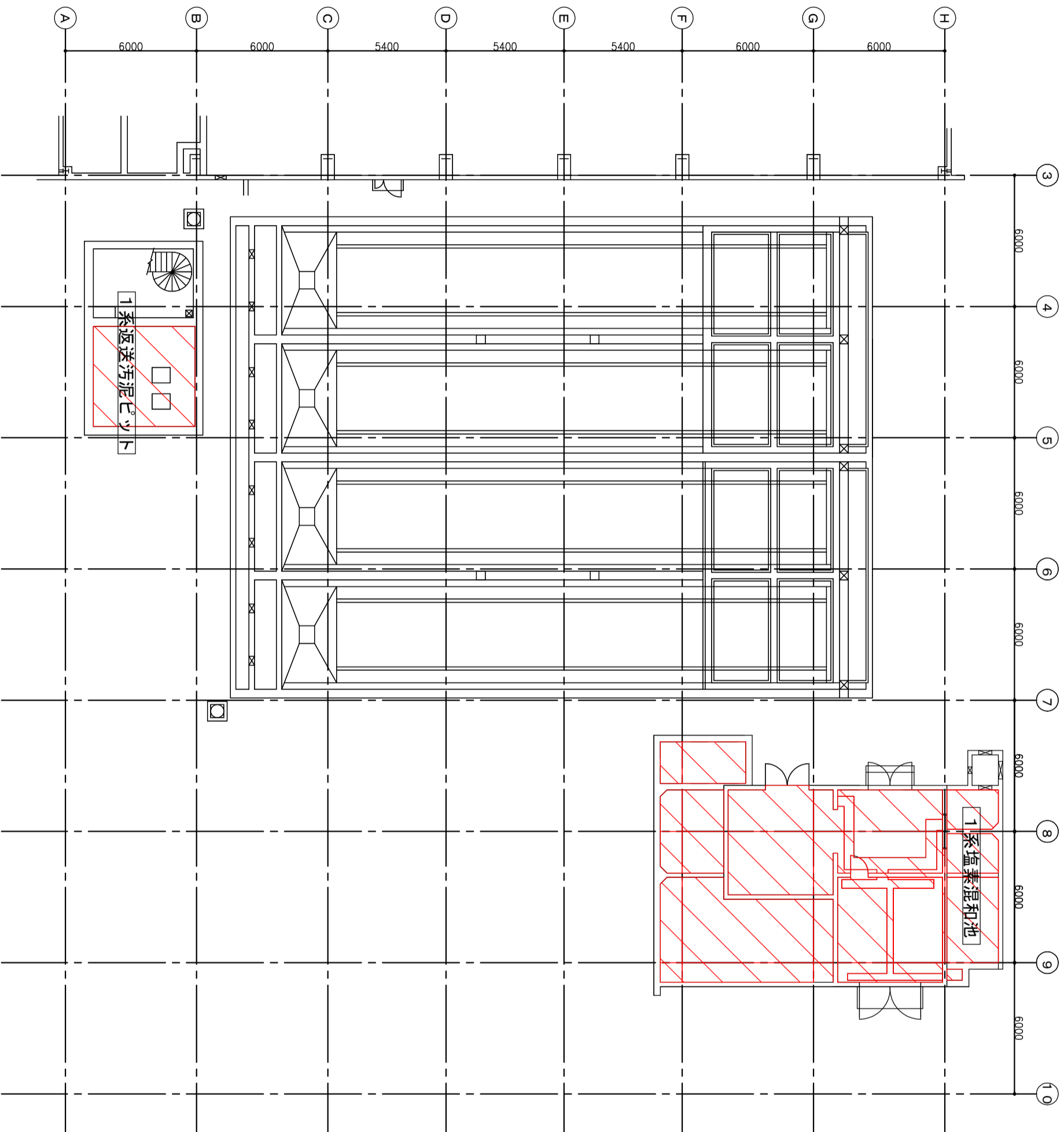
委託名称		上町ポンプ場	
委託内容		汚水分配槽ほか清掃委託	
図面名称		2系最終沈殿池・塩素混和池 1階平面図	
縮尺	1/100	図番	3/5
製作年月	令和3年6月	設計者	
課長		監査者	



1系最初沈殿池 地下1階平面図 S=1/100

※ 着色部は、今回施工範囲を示す

委託名称		上町ポンプ場 汚水分配管ほか清掃委託	
図面名称		1系最初沈殿池 地下1階平面図	
縮尺	1/100	図番	4/5
製作年月	令和3年6月	監修者	
課長		担当者	



1系返送汚泥ポンプ室・塩素混和池棟 1階平面図 S=1/100

※ 着色部は、今回施工範囲を示す

委託名称		上同ポンプ棟	
図面名称		汚水分配館ほか清浄委託	
縮尺	1/100	図番	5/5
製作年	令和3年	図面	5/5
製月	3月	設計	担当者
課長	保長	監査	担当者



款	項	目	節	細節	課長	係長	設計者
---	---	---	---	----	----	----	-----

令和3年度

# 委託設計書

契約期間 令和3年12月28日まで

委託名 上町ポンプ場汚水分配槽ほか清掃委託

直営費 \_\_\_\_\_

補助事業費

{ 請負費 \_\_\_\_\_

設計金額 \_\_\_\_\_ {  
( )

単独事業費

直営費 \_\_\_\_\_

{ 請負費 \_\_\_\_\_

委託場所	横須賀市公郷町1丁目25番地
委託理由	本委託は、上町浄化センターのポンプ場化に伴い、施設内の汚水分配槽等の清掃を行い、堆積している汚泥の収集運搬及び処分を委託するものである。
委託内容	汚水分配槽ほか清掃委託 1式

費目	工種	種別	細目	単位	数量	単価	金額	摘要
			本委託費内訳書（総括表）					
委託料								
		直接委託費						
			直接労務費	式	1			第1号内訳書
			直接経費	〃	1			第2号内訳書
			計					(直接委託費)
		間接委託費						
			共通仮設費	式	1			
			現場管理費	〃	1			
			点検間接費	〃	1			
			計					(間接委託費)
		計（委託原価）						
		一般管理費等						
			一般管理費等	式	1			
			計					(一般管理費等)

費目	工種	種別	細目	単位	数量	単価	金額	摘要
		処分費						
			汚泥処分費	式	1			第3号内訳書
			計					(汚泥処分費)
	委託価格							
	消費税相当額			式	1			
委託費計								

費目	工種	種別	細目	単位	数量	単価	金額	摘要	
			第1号内訳書						
		直接労務費							
			土木一般世話役	人					
			特殊作業員	〃					
			運転手(特殊)	〃					
			普通作業員	〃					
			小計					(一般労務費)	
			土木一般世話役	人					
			小計					(技術労務費)	
		計							

費目	工種	種別	細目	単位	数量	単価	金額	摘要
			第2号内訳書					
		直接経費						
			汚泥吸排車損料 (9.5t)	台				
			高圧洗浄車損料 (2.2t)	〃				
			ダンプトラック損料 (3t)	〃				
			小計					(機械器具損料)
			機材損料	式				
			小計					(機材損料)
		計						

費目	工種	種別	細目	単位	数量	単価	金額	摘要	
			第3号内訳書						
		処分費							
			汚泥処分	t					
			小計					(汚泥処分費)	
		計							